

後漢時代の在地社会についての覚書

— 近年の出土石刻史料と研究成果を手がかりに —

上谷 浩一

はじめに

近年、後漢時代の在地社会の動向をめぐって新たな研究が次々と発表され、豪族の台頭の細かな動向やそれに対する自営農民の反応、さらには中央・地方政府の変化といった点をめぐって議論が続いている。豪族と自営農民がさまざまな関係を取り結ぶ具体的生活の場である在地社会の実態についても、概説書では豪族が力を伸ばしたということだけで片付けられてしまうが、まだまだ多くの未解明の問題が残されている。本稿では、ここ数年中に発表された研究成果を取り上げ、また出土石刻史料にこだわりつつ、新しい後漢時代の在地社会像を描いてみたい。

(1)

1973年に河南省偃師県で出土した『漢侍廷里父老儼(買田)約束石券』は『文物』1982年12期号に黄士斌氏の簡報と寧可氏の考証が掲載され、一躍注目を集めるようになった。簡報によれば高さ1尺54釐、幅80釐、厚さ12釐でほぼ長方形の石碑で、底部はいびつな三角形である。表面はあまり磨かれておらず、自然の凹凸が残る上に最大6×8釐、最小5×2釐と大小ばらばらの大きさの隸書で12行、合計213文字が刻まれていた。その内容は後漢時代の前期、3代章帝の時に里父老になった場合の負担を考えた侍廷里の25人が資金を出し合って田畑を共同購入し、その収益を父老就任者が利用することを約束したことを記録したものであり、最後に参加者の氏名が列挙されている。永田英正氏編『漢代石刻集成』、初山明氏「漢代結儼習俗考」(『島根大学法文学部紀要』文学科編9-1)、渡邊義浩氏「儼考」(『東方学』85)を参考にして読み下し文にして示しておく。

建初二年(西暦77年)正月十五日、侍廷里の父老儼の祭尊である于季と主疏の左巨等の廿五人は共に、約束して石券を里治中に爲(つく)る。廻(すなわち)永平十五年(西暦72年)六月中を以て、儼を造起し、錢を斂(あつ)め共に六萬一千五百有り、田八十二畝を買えり。儼中に其れ貲次(=資産)の給して里父老と爲るに當るべきもの有れば、共(み)に客田を以て借與し、田上の毛物・穀實を収めて、自ら給するを得。即もし貲下りて中(あた)ら不んば、田を還して當まさに父老に爲るべき者に轉與す。後の子孫に傳えて、以て常(のり)と爲せ。其れ物故するもの有らば、後の代戸者一人に傳うるを得。即もし儼中皆な貲下りて父老に中(あた)ら不んば、季・巨等は共に田を假貸(かりうけ)す。它是約束の如し。

單侯・單子陽・尹伯通・錡中都・周平・周蘭・□□(文字不詳父老?)周偉・于中山・于中程・于季・于孝卿・于程・于伯先・于孝・左巨・單力・于稚・錡初卿・左中・文? □・王思・錡季卿・尹太孫・于伯和・尹明功。

碑文の細かい解釈についての異同も残るが、最大の問題は「儻」という結社組織の性格をどう読み取るかであり、そこから後漢時代前期の在地社会（里）のありかたが議論されている。「它是約束の如し」とあるので石券の文面以外の細かな規則も含めて約束が定められ、最重要部分だけが石に刻まれたようだが、約束の母体として結成されたのが「儻」という組織であった。そして初山・渡邊論文が先行研究を整理して述べられているように、それが漢代の郷里社会で結成され、

- ①、祭尊や主疏などの代表者を置く人的結合で、
- ②、必要に応じて結ばれる互助組織で、
- ③、目的に応じて多様な機能を持っていた。

という点では多くの研究者がほぼ一致しているが、国家権力（地方政府）との関係や参加者の階層について意見が分かれているのである。

(2)

「儻」は初山氏の指摘のように「瑋」や「彈」とも表記され、漢代の印章にも散見される。検討の史料にできるような碑文はあと二つが洪适『隸釋』に収録され、また1934年に出土した『都郷正衛彈碑』の報告がある。ただしこの三つはどれも断片で、欠字が多いため判読困難な部分がある。一つは『漢酸棗令劉熊碑』である。元は河南省延津県にあり、『隸釋』巻5に全文が収められ、その残石が発見されている。別系統の拓本もあり、完全な解読は期しがたいが、『漢代石刻集成』を参考にその一部を読み下し文で紹介する。

君、諱は熊、字は孟〔陽〕、廣陵海西の人也。……（中略）……□□正と爲し、卒を以て更と爲す。蒸民の勞苦の均しから不(ぎ)るを愍念し、爲に正彈を作り、門更を造設す。富者は獨り逸樂せ不(ず)、貧者は四時にも□順す。積和感暢し、歳は豊穰たりて賦税は煩なら不(ず)。……（後略）

渡邊上掲論文の考証では劉鉄雲本の拓本による高文氏『漢碑集釋』を参考に波線部を「貧者は（獨り□□せ不(ず)）、□四時に順い」と補う。文の対句関係はその方がすっきりとするが、是非は決し難い。この劉熊なる人物は碑文中に「光武皇帝の玄、廣陵王の孫、兪郷侯の季子なり。」とあり、翁方綱『兩漢金石記』は明帝永平14年に劉平が兪郷侯となり、その孫が劉熊であろうと述べる。とすれば後漢時代中期から後期の人物であろう。酸棗県は陳留郡に属し、碑陰には建立に関わった県内の人物180名の氏名・肩書が刻まれている。もう一つは『都郷正衛彈碑』（『隸釋』巻15）である。これも初山、渡邊上掲論文での考証を参考にし、読み下し文で紹介しよう。

（前略）……中平二年（185年）正月□令□國寧陵□君□、諱は脩（脩？）、字は□……（中略）……夫の繇役之不□（均？）を愍あわれみ、乃ち……（欠字が多く判読不明）……是れに於いて乎、賦を軽く、斂を□くし、調□□富、單を結びて、府に言う。科例を斑董（しらべ）、収其□□□□之目、時に臨みては顧（雇？）を慕（募）り、居民を煩き不(ず)。時に太守東郡王瓌、丞濟陰華林は、民隱を憂仰し、欽若……。是自り之後、梨（黎？）民は用寧

(やすらぎ)し、吏は荷擾之煩は無く、野に愁傷之□は無し。……是に於いて乎、役之艱苦は成(たいら)ぐ。是に於いて、□□頌に曰く、……賦を軽くし、約を帥(みちび)き、孔(はなは)だ繇役を均しくし、……□□單錢復不□吏□□□□若其□勸導するに功有り。……(後略)

ここにも「單」(「僱」)と「約」が見られるが、この場合には「單を結びて、府に言う」、
「約を帥(みちび)き、孔(はなは)だ繇役を均しくし」の主語は県令であるから、後漢末期靈帝の中平二年に昆陽県の長官(令)が「正衛彈」を結成させたということになる。渡邊上掲論文は『漢侍廷里父老僱(買田)約束石券』『漢酸棗令劉熊碑』『都郷正衛彈碑』の三つを総合的に理解しようとする。そこですべて「国家によって結成させられたもの」として、
『漢侍廷里父老僱(買田)約束石券』文中の「里治中」を「国家による里支配の中心の場所」ととらえる。私は「里治中」を地方政府と関係があると見る点では氏の解釈にくみしたい。ただ、碑が「里治中」にあることだけで、ただちに国家が主体であるととるのは危険であろう。また他の官碑と比べて表面が凹凸のままであり碑文も雑然と刻まれている等、石碑の状態も気になる。『漢侍廷里父老僱(買田)約束石券』での「僱」はあくまでも私的な組織であると考えたい。共同出資で購入した田を子孫に伝えるという場合、将来に争いが起こりやすく、また碑文の改竄の危険もある。そこで私的な契約の「石券」を里の役所の中(もしくは側)に建てることで、公認の契約書としたと見たい。(「都郷正衛彈碑」の文に「言府」とあるのも同様に郡政府に届けて承認を求めたというのであろう。)

第三の『魯陽都郷正衛彈碑』は許敬參氏「魯山県新出二石記」(『考古社刊』4)に発表され、渡邊論文が兪偉超氏『中国古代公社組織的考察』の校訂をもとにその一部を訓読されている。それによれば

〔前缺〕府文于側、彈の利を紀して、其の辭に曰く、

〔前缺〕彈、國服もて息と爲し、本存して子衍す。上は正衛に供し、下は更賤に給す。

民用不〔下缺〕

とある。

これら三つに共通する「正(衛)彈」とは何であろうか。渡邊氏はそれを繇役の募役化と関連させて考察される。『漢酸棗令劉熊碑』の「爲に正彈を作り、門更を造設」という一節について、山田勝芳氏の漢代繇役制度研究の成果をもとに、「正」とは23歳以上の男子が傳せられる繇役化した兵役であり、更とは男女15歳以上があたる小役(前漢後期から代わりに三百銭の徴収が多く行われた)であるとして「正彈」と「門更」を作ることにより、正・更の賦役を平等に負担するようにしたのであり、『魯陽都郷正衛彈碑』の記事で「上は正衛に供し、下は更賤に給」したとは、「彈錢」を集めてそれを貸与し、その利子で民にかかる繇役を募役化したのだとされる。この点については氏の説が確実と思う。

(3)

では、こうした出土史料から、当時の在地社会の様子がどのように読み取れるだろうか。

『漢侍廷里父老僱(買田)約束石券』では「父老僱」参加者をどの階層と見るかについて

て意見が分れている。

里とは郡一県一郷一亭一里という漢代地方組織の末端に設定され、池田雄一氏「中国古代聚落の展開」（『東方学』38）によれば、ほぼ100戸を基準とする行政単位であった。それはまたいくつかの小規模な自然村落から編成され、共同で祭祀、土木・治安維持などが図られる、一種の地縁的共同体でもあった。そこで官吏である里正とともに民衆の指導にあたるのが父老である。父老については守屋美都雄氏「父老」（『東洋史研究』14-1・2）に詳しいが「其の耆老の高德有る者を選び、名づけて父老と曰い……」と『春秋公羊伝』の注にあるように人格・経験（年齢）を基準に選出された。前漢時代までの在地社会（郷・里）の様子は「父老が子弟と共に里を形成し、内にあるは里の子弟を規制指導しつつ、外に向かつては里を代表して、より大きな輿論の形成にその力を発揮し」、父老一子弟という関係で共同体の秩序が維持されていたのである。出土史料でも『雲夢睡虎地秦簡』では繇役負担・免除の不正申告で里父老が責任を問われ（簡番号360）、強盗事件でも治安維持責任を負わされている（簡番号468）。また前漢から後漢時代には里の上の郷に郷三老、その上の県に県三老が置かれたが、そうした三老も里父老の中の特定の者であったのではないかと櫻井芳朗氏「漢代の三老について」（『加藤博士還暦記念東洋史集説』）が推測されている。

では「父老儼」と父老の関係はどうなるのか。久保田宏次氏は「中国古代国家の変質と社会権力」（『歴史学研究』664）にてこうした里父老について史料を整理され、前漢時代の在地社会（里）では末端の地方官である里正とともに国家により把握されるいわゆる「制度としての父老」と、社会の指導層としての「父老層」の区別があったと説かれる。従うべき意見である。東晋次氏は「父老儼石券の解釈に寄せて」（『史記』『漢書』の再検討と古代社会の地域的研究』所収、『後漢時代の政治と社会』第一章に収録）で『漢侍廷里父老儼（買田）約束石券』の「給して里父老と爲るに當るべきもの」という一節にある「給」が繇役の課に應じる「給事」を意味するとして、父老の任が繇役の対象になっていたとし、そこから父老の性格の変化と解釈される。しかし後漢時代前期の侍廷里でも「制度としての父老」が25人の「父老層」から選出され「給事」したと見るべきであろう。

それに関係して碑の「貲次の給して里父老と爲るに當るべきもの有れば」という文面は気になる。ここからは里父老（「制度としての父老」）をつとめるには財産条件があると読める。おそらく『居延漢簡』（簡番号45・1A）（簡番号526・1A）に見られるように里父老は税徴収機構の末端に関与し、そのために持ち出しも多かったから財産条件が考慮されたのであろう。また全員の出資総額が「六萬一千五百錢」「田八十二畝」とあり、その巨額さが注目される。人格だけでなくかなりの経済力が必要なのである。また「儼」出資者の同姓の多さは族的結合とも見られ、渡邊氏は「未だ里居している成長過程の豪族」と見る説を出されている。とすれば里父老への豪族の参加がそこに予測される。

ところが財産条件がある一方で、「即もし貲下りて中（あた）ら不んば……」「儼中皆を貲下りて父老に中（あた）ら不んば」とあり、基準以下に落ちそうな、安定した資産状態でない者も「儼」に参加していることにも注意すべきであろう。渡邊氏の、父老を豪族に占有させるための

ものという理解はあたらなと思う。また東氏が上掲論文で言われるように、25人は戸主と思われるから全員を豪族とすれば里全体の4分の1が豪族になってしまい、比率が高くなりすぎる。豪族という概念自体が一定の財産基準で明確に区別できるものではないから曖昧な部分が残るが、豪族だけに限定することは無理であろう。豪族を含めてもっと広い範囲で考えたい。再び出資総額の「六萬一千五百錢」に戻れば、それを単純平均すれば2400錢である。代役錢の8倍のその金額は庶民には重い。しかしそれは東氏の指摘のように、その家の財産額に応じて拠金したとも考えられる。こう見てくると、理解を逆転させて、富裕な豪族と自営農民の代表者で構成される「父老層」が一致して「儻」を結成し、大きな負担がかかる里父老の地位を一部の富裕な豪族に独占させず、年齒秩序の下に残していこうという意思があったと読む方が妥当ではないだろうか。

ただ、たとえ社会の指導層としての「父老層」には人格で選出される者が含まれていたとしても、時代の趨勢として、実際の里の運営では「制度としての父老」をおさえる豪族の発言権が次第に増大していたであろう。しばしば引用される『後漢書』伝22樊宏伝の

樊宏字は 靡卿、南陽湖陽人也。……郷里著姓爲り。父の（樊）重、字君雲、世に 農稼を 善くし、貨殖を 好む。重は 性温厚にて、法度有り、三世にて財を 共にす。子孫は 朝夕に 禮敬し、常に 公家の 若し。其の 産業を 管理するに、物の 棄てる所となる 無く、童隸を 課役するに、各の 其の 宜しきを 得さしめ、故に 能く 上下力を 戮（つぐ）し、財利は 歳に 倍す。乃びて田三百餘頃を 開廣するに 至る。其の 廬舎を 起す 所は、皆、重堂高閣有り。陂渠にて 灌注す。又た 池魚牧畜は、求むるもの有れば必ず 給す。……

といった記事にも見られるように、前漢時代から続く豪族の大土地経営の拡大はもはや止められないものであった。しかし『漢侍廷里父老儻（買田）約束石券』の背景には、その中で従来の里の姿を維持しようという姿勢が見て取れるのである。そして豪族の在地支配に歯止めをかける「父老儻」に豪族も参加・協力していたとすれば、そうした矛盾する姿勢をなぜが選んだのかが問題になる。おそらくそれが彼らの経営にとって有利であったからだろう。それを明らかにするには、在地社会での豪族のあり方の再検討が必要である。

(4)

後漢時代の在地社会の秩序と豪族の関係についてはすでに多くの議論が積み重ねられてきた。一例を挙げれば、宇都宮清吉氏「中国古代中世史把握のための一視角」（『中国古代中世史研究』所収）は豪族の地方社会支配が皇帝権力の土台になる自営農民を没落させ豪族が主体となる六朝社会を実現させたとされる。しかし多田狷介氏「後漢豪族の農業経営」（『歴史学研究』286）は豪族の大土地経営を分析し、仮作・傭作という形で自立した中小自営農民が豪族に雇用されていたことを指摘された。また川勝義雄氏・谷川道雄氏「中国中世史研究における立場と方法」（『中国中世史研究』所収）は中小自営農民の共同体対豪族という階級対立の図式を批判し、中小農民と豪族を包括した共同体の自己発展としてとらえることを主張されている。

それらを批判的に継承しつつ、東氏は『後漢時代の政治と社会』の終章にて郷里社会の変質の展開の整理を試みられている。氏は河内重造氏の「……もちろんそれは實際上、豪族が父老であることを妨げはしなかった。しかし肝心なことは、そういう共同体内にすでに豪族をふくむとしても、父老的統制が生きている里は父老的里共同体とよぶべきであり、これにたいし階層分化の進展、国家的保護の後退にともない、在地の私的支配力をもつ豪族の社会的規制力が里の再生産に不可欠となった共同体は、豪族的共同体とよぶほうがよいという点である。」（「王莽政権の出現」『岩波講座世界歴史』古代4所収）という見解を援用され、秩序維持の原理が年齢階梯的な「父老的里共同体」から、私的所有で優位に立つ豪族が里共同体の内部で指導的地位を占める「豪族的里共同体」、豪族が里を再編してその郷里支配を確立する「豪族共同体」という三つの共同体を提唱される。そしてそれは地域ごとに時間差があるが、総合的には

I 戦国～前漢武帝期 父老的里共同体

II 武帝期～後漢中期 父老的里共同体と豪族的里共同体の並存・角逐

III 後漢中期～魏晋期 豪族的里共同体の優勢化と豪族共同体への転換の開始

となっていくとされる。『漢侍廷里父老憚（買田）約束石券』に反映される章帝期の在地社会はこのII期の並存・角逐の状態にあたるものであろう。

しかし、私的所有で優位に立つ豪族が里共同体の内部で指導的地位を占めるというのは、具体的にどのような関係が豪族と自営農民の間、さらに豪族同志の間で取り結ばれることなのであろうか。また豪族が里を再編するというのはどのような条件の下で実現されるのだろうか。それについて久保田、渡邊両氏の上掲論文の所説を参考にして考えてみたい。

久保田論文は豪族経営の構造を分析し、「豪族経営において、その集積した土地の耕作が、族内の労働力の範囲を超えるときには、周囲に存在する小農民との間に、仮作・傭作関係が成立したであろうことが、容易に推測でき、……こうした私的な関係を通して、豪族は小農民を、自己の経営の外延部に再編成するのであって、豪族経営の拡大に伴って、こうした小農民の存在は豪族経営の必要条件となり、一方、自己の経営のみでは再生産が困難であるような小農民にとって、豪族経営の外延部に再編成され、組み込まれることこそが、自己の再生産の前提となったのである」とする。そして豪族は「祭祀・賑恤を利用し、自分こそが社会における「共同的利益」の保障者であるという幻想を人々にうえつけることによって、社会権力たりえたのである。」として『四民月令』二月、八月の条の、里の社の祭祀に豪族が自らの祖先を祀っている記事、南陽の張景が繇役免除と引き換えに立春の勸農儀礼の費用を立て替えたという『張景造土牛碑』の事例を紹介されている。

『張景造土牛碑』は桓帝期の延熹二年（159年）に張景の申請に対して南陽太守府から宛県へ、さらに宛県から県の掾吏へ下された公文書を刻石したもので、1958年に河南省南陽市で出土した。『文物』1963年11期号に簡報が掲載され、『漢代石刻集成』に釈文がある。それらを参考にして関係部分を読み下し文にして示しておこう。

府は宛に告ぐ。男子張景記て言えらく、府の南門外の勸農土牛、□□□□

十四郷の正より調發し、相い賦斂して作治せしむ。土人、犂耒、什磨（むしろ）、屋を并せて、

功費は六七十萬。人功を重勞し、吏と正(里正?)は患苦す。願わくは家錢を以て、土牛、上瓦屋、欄楯、什物を義作し、歳歳作治せん。乞うらくは縣吏、列長、伍長をして小繇の徵發を爲さず(ざ)らしめんことを。審(つまびらか)なること景の言の如し。

復除を施行し、後の子孫に傳えよ。……(後略)

これによれば張景は「六七十萬」錢という巨費に相当する負担を「家錢」で引き受けている。その財力を考えれば彼を豪族の範疇に入れてもいいだろう。こうした豪族の「義作」行為が在地社会全体の利益となることで、豪族が「共同体利益」の保護者をよそおい、民衆の与論の支持を得ることが可能になるのである。『漢侍廷里父老儼(買田)約束石券』に見られる豪族の矛盾した姿もこうした狙いによるものであろう。『漢酸棗令劉熊碑』にも「正衛彈」の大義名分が「富者は獨り逸樂せず、貧者は……」と述べられていたが、この場合も同じ性格のものと考えられる。

ただ、氏は「劉秀集團(後漢国家)は、豪族経営によって生み出された権力(社会権力)と、その下での生産関係(搾取関係)を維持し、正当化するために存在する。後漢国家の諸政策は「豪族層」の階級意思を主体的根拠として決定された。……」とされ、こうした豪族と国家の関係が後漢時代の最初からあり、また「豪族層」全体の階級意思なるものもその頃から存在したとされる。しかしこれには時期的な点で疑問を感じる。というのは、後漢時代初期には国家と豪族の間に厳しい緊張・対立関係が見られたからである。一例を挙げれば

郡族姓たり。王莽末、四方潰畔す。馮鮑乃ち賓客を聚め、豪傑を招き、宮墜を作り以て歸する所を待つ。是の時、湖陽の大姓虞都尉、城にて反し兵を称す。先に同県の申屠季と仇あり、而して其の兄を殺し、季の族を滅ぼさんことを謀る。(『後漢書』伝23馮鮑伝)

光武即位し、(李章は)陽平令に拜せらる。時に趙魏の豪右は往往屯聚す。遂に県界に塙壁を起し、甲兵を繕い、在所の害と爲る。(『後漢書』伝67酷吏列伝の李章伝)

とあり、そうした豪族と後漢国家は光武帝建武16年(40年)の段階で

郡國の大姓及び兵長、羣盜は處處に並起し、在所を攻劫し、長吏を害殺す。郡國追討すれば則ち解散し、去れば復た屯結す。青徐幽冀の四州は尤も甚し。冬十月に使者を遣し、郡國に下して羣盜の自ら相い糾擣するを聽せしむ。五人にて共に一人を斬る者は其の罪を除く。吏は逗留迴避して故(ことさら)に縦(はなしおく)者とも雖も皆問う勿かれ。禽討を以て効と爲すを聽け。其の牧守令長の界内の盜賊ありて而も収捕せざる者、又、畏慚(おそれ)を以て城を捐て守を委ねたる者は、皆負と爲さず、但だ賊を獲えるの多少を取りて殿最と爲せ。唯蔽匿せる者は乃ち之を罪せん。是に於いて更に相い追捕し、賊は解散す……。 (『後漢書』1下光武帝紀)

と対決・弾圧の姿勢を互いに示している。光武帝・明帝の時期について東氏は「豪族の大土地経営拡大と、中央政府の側での、豪族勢力の伸張を抑止しつつ自営農民の保護育成を図るという二つの方向が均衡を保っていた状態を想定」されているが、それに従いたい。

では「豪族層」全体の階級意思」と呼ぶようなまとまりはどのようにして、いつ登場するのだろうか。

渡邊上掲論文は後漢時代後期の『漢酸棗令劉熊碑』、『都郷正衛彈碑』に見える「正衛彈」

とは單錢を集め、徭役を募役化するものだとする。そして「彈」は地方長官が結成させ、單錢は豪族が出したのだから「後漢国家は、酸棗縣の豪族の有する在地社会への規制力、具体的には経済力を利用して、「單錢」を出させて「彈」を結成させることにより、徭役という支配を恒常的に安定して行うことに成功したのである。」とし、「豪族はかかる後漢国家の儒教的な支配を碑を建立するほどまでに歓迎した。それは、自己が出した「單錢」によって徭役が募役化されたことを、劉熊の善政の頌徳碑という形態で県内に建てることにより、自己の県内における規制力を確固たるものにすることを期待できたためであろう。」と理解される。「正衛彈」の目的が徭役を募役化して確保し、自営農民援助を実現することであるのは確かであろう。しかし豪族が集団で「單錢」を出すこととその在地社会への規制力の確立との関係、規制力そのものの具体像といった点に更に説明が必要である。

この場合、豪族にとっては「單錢」を出すことよりも、参加して碑陰に名前を連ねることが問題だったのではなかろうか。記名されることで地域の豪族のまとまりに参加し、その一員として承認され、社会的地位の確保がそこで実現されるのである。逆に地方政府の側では「正衛彈」に豪族を集めることで彼らをまとめ、その経済力を地域の安定に振り向けることが可能になる。それは地方政府がその掾史を管轄区域の豪族から起用したのと同じ意味合いであり、豪族と地方政府の接点と言い換えてもいいだろう。そしてこうした地方政府と関わった「まとまり」や地方政府への出仕こそが、互いの利害対立を越えて豪族に「豪族層」全体の階級意思と呼びうるようなまとまりを実現させたのだと見たい。

東氏は上掲書第五章で『漢酸棗令劉熊碑』の碑陰で姓が分かる156名を整理され、そこに儒教教養を備えた人材を多数輩出し、県の上の郡・州府、さらに中央政府に進出できる姓と県廷レベルで止まる姓との区別を見出だされた。そして前者を「士大夫豪族」、後者を「非士大夫豪族」と呼ばれる。また「士大夫豪族」は後漢時代後期になると地方政府の掾史の最高位である功曹を占めて人事を左右し、「地方において士大夫サークルを形成し、郡県掾史とりわけその右職を占めて郷論を統制し、選挙権を実質上掌握して中央官界進出のルートを独占し」たとして、それを「察挙体制」と呼ばれている。こうした「豪族社会の階層性」が形成されることで「士大夫豪族」－「非士大夫豪族」－自営農民の共存、調和が図られ、在地社会でも安定した構造が実現されたのであろう。後漢時代中期以降の豪族の家格の固定化や地方官職の世襲、儒家官僚の中央進出や後漢時代末期の党錮事件での請託（選挙の腐敗）批判などは、それを基盤に生まれていったものと考えられる。

それが成立する時期はどうか。東氏の指摘では後漢時代初めは郡太守が人事を握りそれを主体的に運営することが見られた。とすれば、個々の豪族がその地位を固定化するのは中期以降ということになる。渡邊氏「「徳治」から「寛治」へ」（野口鑑郎氏編『中国史における教と国家』所収）も章帝期以降に後漢王朝の地方統治の方針が、豪族を弾圧する「徳治」から豪族の在地社会への規制力を積極的に利用する「寛治」に転換したことを指摘される。その場合、豪族を取込み、利用するには、際限のない私利私欲に走り、対立・競争していたのでは困る。そこで地方政府が「公」権力として介入し、地域の与論を取り入れつつ調整することが必要になる。後漢政府の政治姿勢と在地社会の変化が互いに

因となり果となって豪族の組織化が進められ、豪族は里共同体の内部での指導的地位を安定させたのであろう。『漢酸棗令劉熊碑』はそうした事情を伝える史料ではなかろうか。

(5)

ところがこうした共存・安定構造はさまざまな方向からの揺さぶりで危機を迎える。

その一つが異民族（羌族）の侵入や自然災害による華北の荒廃であり、もう一つが中央の外戚・宦官が配下を地方長官にし、「察舉体制」に不満を持つ豪族と請託を通じて結び付いたことで全国的に広がった地方政府の腐敗である。特に地方政府の腐敗（外戚・宦官の集財機関化）で「公」権力が消滅すると、「士大夫豪族」－「非士大夫豪族」－自営農民という共存の構造が豪族の過剰な私利追求によって崩され、先の久保田氏の所説のように豪族経営を自己の再生産の必要不可欠な要素にしていた自営農民にも影響が出てくる。豪族経営はそれまでも続いていたのだから、豪族経営そのものではなく、それと自営農民の相互依存のバランスがとられなくなることが自営農民の没落を加速させてしまったというべきであろう。そこで上谷「後漢時代中期の地方行政刷新とその背景」（『東洋学報』75-3・4）で紹介した、儒家官僚による地方行政刷新の試みが登場するのである。

しかしこうした問題は解決されず、自営農民の没落は進み、それが最終的には黄巾の乱に集まり、後漢政府全体を瓦解させてしまうのである。こうした中で在地社会ではどのような動きが見られるだろうか。

東氏が「豪族共同体」について述べられた豪族が里を再編するという視点は、伊藤敏雄氏「魏晋期における在地社会と国家権力」（『歴史学研究』651）でも取り上げられている。伊藤氏は多田狷介氏の「『後漢ないし魏晋期以降中世説』をめぐって」（『歴史学研究』422）の見解を取り入れつつ、豪族の経済的成長は「私経済を徹底して発展させることのできない客観的な生産力水準に規定されていたため、豪族は「父老的秩序」を体現し、あるいは包摂・変化させながら在地社会への支配力拡大を図り、里を越えて影響力を拡大した」とする。そして後漢時代末期には「父老的秩序」と「豪族的支配」の矛盾が激化し、その矛盾を「豪族的支配」が止揚することによって、在地社会が豪族によって直接掌握され、豪族が在地社会の首長・支配者となり、さらに中央から地方に広がってきた「士人のネットワーク」に参加し、国家権力と結びついて宗族の維持・発展や在地社会の安定を図ったと結論づける。つまり漢代の「父老社会」、父老が豪族の肩書きとなる後漢の「父老的豪族社会」、魏晋期以降の「豪族社会」「士人的豪族社会」という展開である。

氏が豪族の経営の限界に注目し、父老の役割を重視される点は、先の久保田論文と合わせて納得できる。ただ、「父老的秩序」の消滅を後漢時代末期に置く根拠の一つとして、そのころに賑恤の範囲が一族だけから在地社会全体へと広がったことを挙げられるが、示された事例を見る限りでは、その動きは安帝・順帝の時代頃から始まっている。変化は後漢時代中期から徐々に進行していったと考えることが可能であろう。

また、氏は「父老的秩序」と「豪族的支配」の矛盾を「豪族的支配」が止揚するのは、

豪族が変化したのではなく、もともと備えていた秩序維持者・在地社会における保護者という属性が、社会の変化によって、広い範囲に及ぶようになったことで説明される。しかし後漢末の混乱の中で結成された田疇の自衛集団の場合を見ると、彼は同様な自衛集団を率いる父老（多くは豪族であろう）たちと「約」を結んで集団を統率し、地域の調和・安定を実現して、治安維持や婚儀、教育を含む社会の再生産を保障する政策を実行した。こうした「公」的役割は、「私」の権力である豪族の属性からだけでは十分に説明できない。国家権力の後退で豪族は自らそれを引き受けざるをえなくなったのではないか。

東氏は上掲書第六章で後漢末の「士大夫豪族」が「察挙体制」の維持に重点を置く在り方（「清流人士」）から、郷里との協同を第一にする「邑里と之を共にする」姿勢（「逸民的人士」）へ転換したと言われた。しかし「察挙体制」を「士大夫豪族」－「非士大夫豪族」－自営農民の共存・安定構造と見れば、両者は断絶するものではなく地域の「公」的役割の重視という点で連続している。そして最終的に安定を持続させるには絶対的権力が必要となり、田疇も集団を離れて新国家の設立に向かった。豪族は「公」的役割を自ら負うことで、在地社会の「豪」なる存在から「主宰者」へと脱皮したと考えられる。

（ 結語 ）

本稿では出土史料を手がかりに在地社会を巡る論点を整理したが、「父老儔」「正衛儔」の共通点と相違点から在地社会の変貌の実態に迫ろうと試みた。「父老儔」は豪族と自営農民の接点、「正衛儔」は豪族のまとまりの契機を示すものであると見たい。

論点が多岐にわたったが、最後に、以上の検討を元にして、現在の私なりの在地社会の変化の把握を仮説として示しておこう。

後漢時代前期では、自営農民を中心とする「父老秩序」による地方政治の指導は前漢後期からの豪族の台頭によって変質しつつあった。しかし「父老儔」が示すように、豪族はその経営の必要から「父老秩序」を残存させ、それに協力していた。

後漢時代中期から「正衛儔」が示す地方政府のはたらきかけや地方政府への出仕を契機にして豪族の中にまとまりが形成され、「士大夫豪族」－「非士大夫豪族」－自営農民の共存・安定構造が生まれた。（国家の政治姿勢も豪族との共存共栄を図る「寛治」へ転換し、階層構造で上位を占めた「士大夫豪族」は察挙を握り、官界に進出して儒家官僚として活躍した。）ところが外戚・宦官の専横が始まり、自然災害・治安の乱れも加わって自営農民の没落も進んだ。そこで儒家官僚は地方行政刷新に取り組んだ。

後漢時代後期には中央政府の混乱（宦官・外戚の専横）が地方政府にも波及していく。地域の利害の調整に必要な「公」権力が失われ、自営農民の没落はやがて黄巾の乱に発展する。後漢王朝の崩壊を前にして豪族は自ら「公」権力の役割を果たして在地社会の主宰者となり、さらに官僚として安定した国家の再建に尽力していった。

もちろん地域差も考慮しなければならないが、大筋をこのように考えている。今後は更に細部の検証を加えていきたい。